

資 料

参考資料

1 策定経過

(1) 光市地域自立支援協議会開催状況

障害のある人等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者からの意見等を反映するため、光市地域自立支援協議会において、計画の策定などについて協議を行いました。

第 1 回	令和 5 年 8 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次光市障害者福祉基本計画及び第 7 期光市障害福祉計画策定方針について ・ 計画策定スケジュールについて ・ アンケート調査の実施について ・ 第 6 期障害福祉計画の進捗状況について
第 2 回	令和 5 年 12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次光市障害者福祉基本計画（案）及び第 7 期光市障害福祉計画（案）中間報告について
第 3 回	令和 6 年 3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次光市障害者福祉基本計画（案）及び第 7 期光市障害福祉計画（案）について

(2) 福祉に関するアンケート調査

障害のある人の実態、サービスの利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人へ意識調査を行いました。

	障害のある人	障害のない人
調査対象	障害者手帳、自立支援医療（精神通院）、特定医療費（指定難病）の認定又は交付を受けている人及び障害福祉サービスの利用実績がある人の中から 500 人	光市に住民登録のある 18 歳以上の人の中から、左記の対象者を除いた 1,000 人
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送によるアンケートの配布・回収	
調査期間	令和 5 年 9 月 6 日～25 日	
回答者	240 人	437 人
回答率	48.0%	43.7%

(3) 第7期光市障害福祉計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）

市民の皆様のご意見・ご提言を、より反映させた計画とするため、計画の案を公表し、これに対する意見を募集しました。

案 件 名	第7期光市障害福祉計画（案）に対する意見について
募集期間	令和5年12月20日～令和6年1月19日
提出件数	1件

No	意見等概要	考え方（対応）
1	ボランティアにより声の広報が発行されているが、長期的に取り組みを継続していくためには、予算を確保した上で事業化すべきではないか。	広報などの音訳、点訳については、視力障害のある人の情報 取得手段として必要であるものと認識しています。 今後も継続できるよう、事業の実施方法について研究したいと考えています。

光市地域自立支援協議会設置要綱

平成20年6月30日

告示第108号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、光市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画の進行管理に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (7) その他必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) 福祉従事者
- (4) 行政機関
- (5) その他関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、その者の職務により委嘱された者がその職を有しなくなったときは、後任者を補欠の委員とし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門の事項を協議するため、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成24年告示第84号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第45号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第102号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

光市地域自立支援協議会委員

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	藤 井 正 彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
	松 本 妙 子	小学校教諭（地域コーディネーター）
障害者関係団体	福 原 隆 雄	光市身体障害者相談員
	安 岡 さなえ	光市視力障がい者協会会長
	中 原 健 次	光市肢体不自由児者父母の会会長
	少 貳 清 子	光市手をつなぐ育成会会長（知的障害）
	田 中 紘 子	周南さわやか家族会会長（精神障害）
福祉・医療従事者	國 澤 宗 厳	障害者支援施設ひかり苑施設長
	室 本 好 重	合同会社「歩夢」代表（社会福祉士）
	本 山 京 子	訪問看護ステーション光管理者
	井 上 幸 三	大和あけぼの園施設長
その他関係団体	梅 本 貞 則	光市社会福祉協議会会長
	竹 本 新 助	光市民生委員児童委員協議会会長
行政機関	松 野 理 絵	下松公共職業安定所雇用指導官
	山 田 真由美	周南健康福祉センター保健福祉・総務室室長

（令和6年3月）

第7期光市障害福祉計画

発行日：令和6年3月

発行：山口県光市

編集：光市福祉保健部福祉総務課

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センターあいぱーく光

TEL 0833-74-3001

URL <https://www.city.hikari.lg.jp/>